

平成28年度第1回豊川市都市計画審議会議事録

1 日時

平成28年11月10日（木）午後1時30分～午後2時40分

2 会場

豊川市役所 議会協議会室

3 議案

(付議議案)

第1号議案 東三河都市計画用途地域の変更について（豊川市決定）

第2号議案 東三河都市計画八幡駅南地区計画の変更について（豊川市決定）

(報告議案)

第3号議案 豊川市都市計画道路網見直し検討について

4 出席委員【12名】

(1) 市都市計画審議会条例第3条第2項第1号委員

大貝彰 宇都野武 松下紀人 足立千恵子

伴正男 石川豊久 篠崎邦江 大桑兌行

各委員

(2) 市都市計画審議会条例第3条第2項第2号委員

早川喬俊 柴田訓成 各委員

(3) 市都市計画審議会条例第3条第3項委員

浮海浩明 柴田厚 各委員

5 欠席委員【4名】

浅野純一郎 岩崎正弥 熊谷直克 田中みや子 各委員

6 傍聴者数

11名

7 付議及び報告依頼者

豊川市長 山脇実

8 事務局及び議案説明者

市 長 山脇実

建設部長 荘田慶一

建設部次長 佐野武史

都市計画課 増田課長、山本主幹、田上都市計画課長補佐、
岩本計画係長、宮本主任、大澤主任

午後 1時30分 開会

1 開会

(事務局：都市計画課長補佐)

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より、「平成28年度第1回都市計画審議会」を開会させていただきます。私は事務局の都市計画課田上でございます。よろしくお願いいたします。

まず始めに、定足数の確認についてご報告いたします。本日は委員定数のうち半数以上の方がご出席されておりますので、豊川市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本審議会は成立していることを申し上げます。

なお、出欠の状況につきましては、配席図に記載してございますので、ご確認ください。

次に、次第を1枚おめくりいただき、委員名簿をご覧ください。本日の審議会は本年度初めての開催となり、新たに委員にご就任いただいた方がお見えです。事務局から紹介させていただきます。

学識経験のある者、第1号委員としまして、「宇都野武様」、市議会議員の第2号委員として、「柴田訓成様」、また、関係機関の代表である第3号委員として、「浮海浩明様」、「柴田厚様」、以上の皆様が今年度新たに委員にご就任いただいた方々でございます。

なお、皆様の役職等につきましては、委員名簿にてご紹介させていただきますので、ご確認ください。

次に、傍聴についてご説明いたします。本日は豊川市都市計画審議会運営細則第6条の規定に基づきまして、本審議会の傍聴を可とすることになっております。

つきましては、傍聴の皆様には、お配りしています「傍聴に当たっての注意事項」の内容を遵守し、傍聴していただきますようお願いいたします。また、写真撮影につきましては、各議案の審議が始まるまでとさせていただきますので、ご了承ください。それでは次第に基づき、審議に先立ちまして市長よりごあいさつを申し上げます。

2 市長挨拶

(市長)

皆さん、こんにちは。朝晩大分寒くなってきておりまして、風邪には気をつけていただきたいというふうに思います。本日は平成28年度第1回の豊川市都市計画審議会ということで、本当にお忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、日ごろより本市の都市計画行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議案でございますが、主な案件としまして、1点目は用途地域の変更となります。本市の都市計画、とりわけ土地利用において、長い間、課題となっていました比較的厳しい土地利用規制がある地区について、地域との話し合いなどを進め、今回、用途地域の変更としてまとめたものでございます。同様の課題を抱える地区が市内にはいくつか存在しておりますが、今後も総合計画に位置づけた目標の実現に向けて、地域との話し合いを進めていく予定でございます。

それから、もう1点、都市計画道路網の見直し検討について報告をさせていただきます。

都市計画道路は、良好な市街地を形成する上で最も基礎的な施設のひとつで、その多くが昭和40年代に決定されました。しかしながら、実際には様々な要因により、現在においても整備が進んでいない路線がある状況となっております。

これらについて、1市4町の合併、社会情勢や道路に対するニーズの変化等を踏まえ、必要性などの再検証を行うもので、平成26年度から2ヵ年をかけて策定に取り組んでまいりました。策定にあたっては、専門の学識者や公募委員を含む委員会において検証を進めていただき、その成果を取りまとめ、市の案ができたことから報告させていただくものでございます。

本日は各議案につきまして、皆様の慎重審議、活発なご議論をいただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

(事務局：都市計画課長補佐)

市長は、この後、他の公務がありますので、これで退席させていただきます。

～市長退席～

3 会長選出

(事務局：都市計画課長補佐)

それでは、次第3にうつる前に、お手元の配布資料について確認させていただきます。

お手元には、A 4 版の次第、委員名簿、配席表、ホッチキス左止めの審議会資料の冊子、A 4 版で「説明資料 1」から「説明資料 3」までの 3 冊、最後に A 4 冊子の都市計画審議会関係法令、以上をご用意しております。過不足等はないでしょうか。

次に、本日の事務局出席者を申し上げます。建設部長、建設部次長、都市計画課が出席しております。

それでは、次第 3 にうつります。本日は、本年度第 1 回目の審議会でございますので、豊川市都市計画審議会運営細則第 3 条第 1 項の規定に基づき、新しい会長が決まるまでの間、前年度会長の大貝委員に仮の議長をお願いいたします。

(仮議長：前会長)

大貝でございます。それでは、議長が決まるまでの間、仮の議長を務めさせていただきますので、ご協力をお願いします。

それでは、次第 3 「会長選出」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：都市計画課長補佐)

それでは会長選出の方法について、ご説明いたします。会長職は本審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、学識経験委員の 1 2 名の皆様から選出していただく事になります。選出の方法としましては、選挙によるものと規定されておりますが、運営細則第 2 条第 4 項において、「常任委員に異論がないときは、指名推薦を選挙とみなす方法」も規定されている事を加えさせていただきます。説明は以上でございます。

(仮議長：前会長)

ありがとうございました。それでは、会長選出の方法について決めたいと思います。ご意見がなければ、先ほど説明のありました運営細則第 2 条第 4 項の規定によって、指名推薦の方法でよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(仮議長：前会長)

ありがとうございます。「異議なし」との声がありましたので、指名推薦の方法で会長を決めたいと思います。早速ですけども、ご推薦をお願いいたします。

(A 委員)

はい、議長。

(仮議長：前会長)

はい、A委員どうぞ。

(A委員)

本年度もできましたら、前年度に引き続きまして、恐縮でございますけれども、大貝委員に会長職をお願いしたいと思っておりますので、推薦させていただきます。よろしくお願いします。

(仮議長：大貝前会長)

ただいまA委員より、「会長に私を」との発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

(仮議長：前会長)

「異議なし」の声をいただきましたので、前年度に引き続き、私が会長を務めさせていただきます。

会長挨拶

(会長)

改めて、今年度の会長となりました大貝でございます。今年度の本審議会が円滑に運営されますよう務めてまいりますので、皆様方のご協力を賜りますようお願いいたします。

4 会長職務代理者の指名

(会長)

それではお手元の次第に従いまして、次第4「会長職務代理者の指名」を行います。本審議会条例第6条第3項の規定によりますと、「職務代理者は学識経験委員のうちから会長が指名する」となっておりますので、岩崎委員を指名させていただきます。なお、岩崎委員は本日欠席されておりますが、指名があればご承諾いただけることとなっておりますので、よろしくお願いします。

5 議事録署名人の指名

(会長)

続きまして、議事録署名人の指名を行います。本審議会運営細則第9条第2項の規定では、「議長が出席した常任委員のうちから2人を指名する」こととなっております。そこで、議事録署名人には、早川委員と柴田訓成委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

6 第1号議案「東三河都市計画用途地域の変更について」（付議）

（会長）

それでは、審議会資料に基づきまして、議事に入ります。

本日は、豊川市が決定する「付議」の案件が2件、そして「報告」の案件が1件の計3議案となります。それぞれの議案ごとに事務局から説明を受け、質疑、そこから付議の案件は採決へと進めてまいります。

それでは、まず、第1号議案「東三河都市計画用途地域の変更について」から審議に入ります。こちらは、豊川市が決定する都市計画であるため、市長から本審議会に「付議」されているものです。

それでは事務局から議案の説明をお願いします。

第1号議案説明

（事務局：都市計画課長）

都市計画課長の増田でございます。よろしくお願いいたします。説明が少し長くなりますので、ここからは座って説明をさせていただきます。

それでは第1号議案「東三河都市計画用途地域の変更について」、説明させていただきます。

議案資料は1ページからになりますが、説明につきましては、お手元に配布しております、説明資料1により説明をさせていただきます。こちらにつきましては、去る8月に行いました説明会にて使用した資料を元にしたものになります。法定図書以外の解説も含めた資料となっておりますので、こちらにより説明させていただきます。なお、議案資料には、法定の計画書等を掲載しておりますので、適宜ご確認いただければと思います。

それでは説明資料1の1ページをご覧ください。

今回、都市計画の変更を計画している位置につきましては、平尾町地内、図面の赤枠で囲んだ箇所、面積約3.4ヘクタールとなります。

次に2ページをご覧ください。変更する都市計画の案は用途地域の変更となります。その下、この用途地域の変更についてご説明いたします。

用途地域は、第一種低層住居専用地域から工業専用地域まで12種類あり、市街化区域を分類し、それぞれ建築できる建築物を規制することで、適正な土

土地利用の誘導を図るための基本的な制度となります。例えば、住居系の用途地域とすることによって、閑静な住宅街に突然大きな工場が建てられ、良好な住環境が阻害されないよう規制する、そのような役割を果たしているものになります。

続いて、用途地域を指定する際に、併せて定める建ぺい率、容積率等についてご説明いたします。2ページ下側の②をご覧ください。

用途地域を定める際は、建ぺい率、容積率を併せて定めるものとされており、高さ制限は必要に応じて定めることができるものとなります。

これらは、建築しようとする敷地に対する建物の規模、大きさを規制するもので、用途地域における建築物の用途(利用の形態、目的)と組み合わせて、市街地の環境を維持、向上するものです。

まず、建ぺい率については、敷地に対する建物の面積の割合のことでいわゆる『建坪(たてつば)』、建物の平面的な規模を規制するものです。

続いて、容積率については、敷地に対する建物の延べ床面積の割合のことで、建物の立体的な規模を規制します。

これに加え、必要に応じて高さの限度の制限を加えることができ、これらを総合して建物の大きさ、規模を制限して規制誘導を図るものとなります。

1枚おめくりいただき、3ページをご覧ください。今回の変更内容についてご説明いたします。

対象となる地区は、現在、第一種低層住居専用地域、建ぺい率30%、容積率50%、高さ制限10mに指定されています。

今回の変更では、現状の土地利用・基盤整備の状況を踏まえ、対象地区のうち、約2ヘクタールの区域は第一種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率150%に変更します。

また、約1.4ヘクタールの区域は、第一種低層住居専用地域を維持しますが、建ぺい率を60%、容積率を100%に変更します。

変更前後の計画図につきましては、ページ中段と合わせて5ページに大きな図面をつけておりますので、ご確認ください。

続いて、変更の理由についてご説明いたします。

当該地区の用途地域の変更は、比較的厳しい建築規制を緩和するものとなりますが、これは、いわゆる『暫定用途地域』といわれる地区の解消にあたるもので、現在、今回の変更対象地区を含む平尾地区において、地域住民と行政で協議を進めながら取り組んでいるものとなります。

この暫定用途地域の概要及び今回の都市計画変更に至る経緯等についてご説明いたしますので、7ページをご覧ください。

今回の対象地区を含む平尾地区は、(1)の右側の図にお示しした青い線で囲まれた区域が該当し、このエリア全体が第一種低層住居専用地域、建ぺい

率30%、容積率50%に指定されています。暫定用途地域の目的としましては、市街化区域に編入するものの、道路などの基盤が脆弱である地区について、将来の都市基盤整備に備え、暫定的に比較的厳しい用途地域規制をかけることにより、土地利用の抑制を図るものとなります。

なお、今回の第1号議案の対象地区である平尾南部地区は赤の斜線で囲んだ地区となります。右側8ページの上段に広域の図がありますので、合わせてご覧ください。

続きまして7ページの(2)をご覧ください。平尾地区における都市計画の変遷を記載しております。

平尾地区は昭和45年11月に当初の区域区分、いわゆる線引きにて市街化区域に決定され、その後、昭和47年11月に第一種住居専用地域、建ぺい率30%、容積率50%に指定されています。右側8ページの下段に、この時点の用途地域計画図を掲載しています。上段の図面と見比べていただくと分かりやすいと思いますが、平尾地区は隣接して事業が進められている、上の図面の紫囲みの豊川西部土地区画整理事業地区と一体的に、面的な都市基盤施設の整備を行うものと想定し、広い範囲にわたって暫定用途地域に指定されていました。その後、都市計画法の改正により、8種類であった用途地域が12種類に変更となったことを受け、平成7年に現在の用途地域、第一種低層住居専用地域に変更されています。

また、平成11年3月には、隣接する豊川西部土地区画整理事業の事業化に合わせて区画整理区域内の用途地域が変更され、現在は上の図面に示す状況となっています。

(3)をご覧ください。暫定用途地域における課題についてご説明いたします。

この暫定用途地域は、将来の面整備に備える用途地域ですので、指定される地域は基盤整備が脆弱な状況となっており、下に記載するような道路、公園、雨水対策等の課題が存在します。したがって、当該地区において用途地域を変更する場合、これらの課題を解消するための基盤整備をする必要があり、従来は土地区画整理事業並みの高規格な基盤整備が求められていました。しかしながら、実際には用途地域の決定から40年以上が経過し、現地では一定の土地利用が進展しており、土地区画整理事業等の実施は現実的ではない状況となっています。また、地区内の建物も建築から一定の期間を経過し、建替え等の需要が高まっており、地権者から厳しい建築規制の緩和について要望が多く聞かれる状況となっていました。

このような状況を踏まえ、より地域のニーズに合わせた課題の解消を進めるため、地域との協議を進め、また基盤整備も短期的に整備を行うのではなく、長期的に課題解決に向けて地域と共に取り組む手法が県より提案され、これを

受け、平尾地区においては地域との協議を進めているところとなります。

1枚おめくりいただき、9ページをご覧ください。

平尾地区では、去る5月17日に地域住民を対象としたまちづくり勉強会を実施しました。この勉強会では、下にあります3点の議題、「建築規制の緩和に取り組むこと」、「地区を分割して検討を行う」、「平尾南部地区、今回の変更対象地区を先行して緩和すること」について協議を行い、ご理解をいただいたところです。

(1)をご覧ください。平尾地区全体としては、11ヘクタールを超える広さがあり、基盤整備状況等も異なることから、図面にある3つの地区に分割してそれぞれで検討を行うこととしました。

この中で、黄色囲みの平尾北部1地区、青色囲みの2地区については、それぞれ記載のあるとおり、道路等の基盤施設に一部不足が見られることから継続して検討することとし、平尾南部地区については、基盤施設の整備が済んでいることから実際の都市計画手続きを進めることとしました。

全体の流れは(2)のフロー図に示すとおりとなっており、今後の予定を進めてまいります。

第1回の勉強会を経て、平尾南部地区については、実際の都市計画手続きへと進め、その他の平尾北部1地区、2地区については、勉強会を重ねながら不足する基盤施設について、その整備の方向性や用途地域変更を補完する地区計画の内容の検討、調整を行い、必要な同意等を得て、都市計画手続きに進めてまいりたいと考えております。

以上が、平尾地区における暫定用途地域解消に向けた取り組みの概要でございます。このような経緯を経まして、冒頭で説明しました今回の用途地域の変更へと至っております。

資料を議案資料へと変わります。議案資料の8ページをご覧ください。

最後になりますが、これまでの手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。

まず、8月に説明会を実施しております。変更の時期や内容についていくつかのご質問をいただきましたが、反対のご意見はありませんでした。続いて10月に計画案の縦覧を行い、縦覧者は1名、意見書の提出はありませんでした。

今後は、本日の審議会での結果を踏まえ、知事との協議を経て1月下旬の告示を行う予定でございます。

長くなりましたが、以上で第1号議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

第1号議案 質疑・採決

(会長)

ありがとうございました。それでは、第1号議案について、ご意見、ご質問を受けたいと思います。如何でしょうか。

(会長)

僕のほうから質問ですが、感想的なものになります。5月の時点で地元の勉強会を開いた。多分そこには地元の関係者の方が参加されて理解を深めたと思うんですけども、先ほど議案資料8ページにある、8月23日の説明会、こちらは都市計画の手続き上の話なので、地元の方以外も含めて全てを対象にして説明会ということだと思うんですけども、参加者が2名ということで、ちょっとこの辺についてどうなのかな、と気になるところです。

(事務局：都市計画課長)

はい。平尾南部地区の説明会については、先ほど説明しましたとおり、5月に勉強会を開いております。この勉強会については、平尾南部地区だけでなく、平尾地区全体の方にお知らせをしまして出席していただいております。そちらは19名のご出席をいただいております。そこで、内容を説明しながらご了解をいただいたと考えております。それに続きまして8月の説明会ですが、2名ということですけども、勉強会については、勉強会の実施後において、当日の資料、協議した結果をですね、町内会を通じて回覧するなどの、通常の都市計画の決定・変更での手続きよりもプラスのケアをしているところでございます。

以上でございます。

(会長)

如何でしょうか、他にご質問があれば。

(会長)

ちょっと教えてください。当該地区の戸数はどれぐらい。世帯は。

(事務局：都市計画課長)

変更対象の区域で41棟となっています。

世帯数では控えておりませんが、人口は約300人程度となっています。

(会長)

棟数には、県営住宅を含んでいる。人口も。

(事務局：都市計画課長)

住宅は5棟あり、人口も県営住宅分を含んでいます。

(会長)

はい。それであれば理解しました。

(会長)

それでは、ご意見もないようですので、採決に移りたいと思います。

それでは、第1号議案「東三河都市計画用途地域の変更について」、「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(会長)

ただいま、異議なしという声がありました。それでは、第1号議案については「異議なし」回答させていただきます。

第2号議案「東三河都市計画八幡駅南地区計画の変更について」

(会長)

それでは、次の議題にうつります。

第2号議案「東三河都市計画八幡駅南地区計画の変更について」、事務局から議案説明をお願いします。

第2号議案説明

(事務局：都市計画課長)

それでは、第2号議案「東三河都市計画八幡駅南地区計画の変更について」、説明させていただきます。

議案資料の9ページをご覧ください。

都市計画の種類及び名称につきましては、東三河都市計画八幡駅南地区計画、位置及び区域は八幡町鐘鋳場(かねいば)、白鳥町割塚(わりづか)、兎足(うたり)の各一部となり、右側10ページの位置図において、青色の線にてお示しする八幡駅の南側に定められている地区計画でございます。面積は約21.7ヘクタール、決定権者は豊川市となります。

変更内容の概略ですが、地区計画に定める地区整備計画において引用する建築基準法施行令の条項が改正されたことにより、該当する箇所を改めるものと

なります。

続きまして、変更の内容についてご説明いたします。11ページをご覧ください。

こちらが変更前後対照の計画書となりますが、このうち、表の4段目、地区計画の目標をご覧ください。

当該地区計画は、市民病院の立地を目的とした用途地域の変更に合わせ、平成21年9月に当初決定しており、『市民の健康で安全・安心な生活を支え、地域医療の中核となる医療拠点の整備と、隣接する工業団地及び住宅地とが、調和のとれた良好な市街地を形成すること』を目標としています。

12ページをご覧ください。

先ほどの目標を達成するため、当該地区計画では、医療拠点地区と工業地区に区分し、医療拠点地区には建築物等の用途の制限、これは建てることのできる建築物の規制を指しますが、この制限を課すことで、病院機能を目的とした用途以外の建築物の建築を制限しています。

今回の変更対象となる建築基準法施行令を引用する条文は、この建築物等の用途の制限にあるもので、地区整備計画、建築物等に関する事項、建築物等の用途の制限において、太字の下線部分が変更後、赤字で記載した部分が変更前の条文となります。

政令第130条の9の3としておりましたが、政令の改正によりこれが第130条の9の4とされましたので、地区計画もこれに合わせて変更するものです。したがって、条項のズレに対応するのみの変更となり、実際の規制内容は変更前後で変わらないものとなります。以上が変更の内容となります。

資料飛びまして、16ページをご覧ください。最後になりますが、これまでの手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。

9月に地権者、利害関係者を対象とした縦覧を行い、縦覧者、意見書の提出ともにありませんでした。10月に市民を対象とした縦覧を行い、縦覧者は1名、意見書の提出はありませんでした。

今後は、本日の審議会結果を踏まえ、知事との協議を経て1月下旬の告示を行う予定でございます。

以上で第2号議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

第2号議案 質疑・採決

(会長)

ありがとうございました。それでは、説明のありました、第2号議案について、ご意見、ご質問はありませんか。

要は、建築基準法施行令で一部改正されたということで、地区計画の中身のところで、旧の130条の9の3が130条の9の4になった。中身そのもの、

制限の中身そのものは全く同様であると。

特にご意見もなければ、承認という形を取らせていただきますがよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、第2号議案については「異議なし」とさせていただきます。

第3号議案「豊川市都市計画道路網の見直し検討について」(報告)

(会長)

それでは、最後の議題にうつります。

第3号議案「豊川市都市計画道路網の見直し検討について」は、本審議会に対し、都市計画に関するものとして報告されるものとなります。では事務局から議案報告をお願いします。

第3号議案説明

(事務局：都市計画課長補佐)

都市計画課課長補佐の田上です。よろしくお願いいたします。

それでは第3号議案「豊川市都市計画道路網見直し検討について」、説明させていただきます。

資料につきましては、議案資料では17ページとなりますが、これ以外に別冊でご用意しております、A4の冊子で、表紙に説明資料2「豊川市都市計画道路網見直し指針」、説明資料3「豊川市都市計画道路網見直し検討について」とあるものになります。

まず、この豊川市都市計画道路網見直し検討の流れ、経緯等についてご説明いたします。議案資料17ページをご覧ください。

都市計画道路網の見直し検討は、平成26年度から平成27年度までの2カ年をかけて作業を進めてまいりました。検討にあたっては、右側18ページに名簿をお示ししておりますが、学識経験者、市民公募を含む検討委員会を組織し、審議をいただきました。ご覧のフロー図の内、囲みの中が白抜きのものは実施済み、着色されたものは今後に予定する作業等になります。

平成26年度に一度、作業概要などのご説明をさせていただいてはおりますが、委員の交代や時間の経過もありますので、検討の概要からご説明いたします。

今回の都市計画道路網見直し検討の最終的な成果としましては、説明資料2「豊川市都市計画道路網見直し指針」となりますが、本日は、主な個所を抜粋しました説明資料3「豊川市都市計画道路網見直し検討について」によりご説明いたします。

説明資料3の1ページをご覧ください。「1. 都市計画道路とは」についてご説明いたします。

都市計画道路とは都市の骨格を形成する基盤施設として、都市計画法に基づく一定の手続きを経て定められる都市施設であり、都市計画決定された都市計画道路の区域内では、都市計画法第53条により、建築行為に一定の制限が課されることとなります。

また、「円滑な移動の確保」や「都市やまちの形成」といった道路の基本的な役割のほか、「下水道管や電線などの収容や防災空間」といった役割も併せ持つ、都市にとって不可欠な都市施設です。

次に「2. 都市計画道路見直しの必要性」でございます。

豊川市の健全な発展のためには、道路交通の課題や様々な社会情勢の変化などに対応した道路交通環境の整備を進めていく必要があります。

都市計画道路については、当初の決定以降、現在までに道路に期待される役割、豊川市の将来像、道路をとりまく社会経済情勢は大きく変化しています。

具体的には、1市4町による合併を経て、今後、市域が一体的な発展をしていくためにも都市基盤施設として幹線道路網の構築が必要となっていること、また、社会情勢の変化や厳しい財政事情に加え、維持や修繕といった費用の割合が高まり、新たな道路整備の費用は減少を見込まざるを得ないことなどが挙げられます。

こうした背景を踏まえ、長期未整備路線の廃止を含めた検討を行うなど、都市計画道路の役割や必要性を再検証し、見直しを行うことが必要であるとして今回の作業に着手しました。

続きまして、2ページ「3. 豊川市の都市計画道路の現況」についてご説明いたします。

まず、1番上の表をご覧ください。

本市の都市計画道路の計画延長は県決定路線と市決定路線合わせて179.81キロ、整備率は55.7%です。なお、愛知県平均は66%であり、これに比べると整備率は約10%低い状況となっています。（名古屋市を除く平成25年3月現在）

中段の表では、計画決定時期別の整備率を示しています。その多くが昭和40年代に都市計画決定されていますが、未整備のまま長期間が経過している路線も多く、約80キロの未整備路線が存在しています。

下の表は、合併前の1市4町に分けた計画延長と整備率を示したものです。

市域全体の整備率が、県平均より低い状況であるという課題もありますが、旧豊川市と比較し旧音羽町を除く旧３町の整備率が低くなっていることもまた課題といえます。この理由としましては、旧御津町と旧小坂井町については市街化調整区域を含む計画延長が長いことや、河川や鉄道と交差するなど大きな事業費が見込まれることなどが、整備が進んでこなかった理由と考えられます。

なお旧一宮町は豊川新城線（１５１号一宮バイパス）が事業化されており、完成後は約８０％の整備率が見込まれています。

１枚おめくりいただき、３ページをご覧ください。「４．見直し検討の概要」についてご説明いたします。

見直し検討を進めるにあたっては、まず、豊川市全体の都市計画道路網について、目指すべき将来道路交通ビジョン（理念・目標）及び将来道路網整備の基本方針を作成し、概ね２０年後の平成４７年を目標年度とした将来都市計画道路網基本構想を作成しました。

また、未整備路線については、都市計画の廃止を含めた見直し方針を明確化し、現行計画を継続する（整備を進める）路線については、路線としての位置づけや機能を明確にし、ネットワークとしての検証を行うものとししました。

さらに、将来道路交通ビジョンに基づく路線別の評価を行い、整備重要度を定め、整備方針を策定するものとししました。

「５．都市計画道路網見直し手順」をご覧ください。下のフロー図は、今回の見直しの全体的な手順を示したものとなっています。このフローに基づいて、検討委員会や庁内関係各課で組織する作業部会による検討を行っております。検討委員会は全５回実施し、毎回実施するごとに、その内容や資料をホームページにて公表しております。

見直しの手順としましては、一番上、「１ 都市計画道路の現況整理」から「６ 豊川市がめざす将来道路交通ビジョン」までを平成２６年度に行っております。

平成２７年度には、策定したビジョンに基づき、「７－１ 将来交通量推計（自動車交通量による道路交通機能の評価）」及び「７－２めざすべき交通環境（まちづくりの上での評価）」と合わせて「８ 将来都市計画道路網案の作成」を行い、「将来都市計画道路網基本構想」を定めました。

その後、一番下にありますように、『９ 「見直し検討候補都市計画道路」の見直し方針（廃止又は変更の方針決定）の検討』を行い、『１０ 「整備促進都市計画道路」の整備方針の作成』を行いました。

続きまして４ページをご覧ください。「６．豊川市将来道路交通ビジョン体系図」についてご説明いたします。

本市における都市計画道路の現況整理などによる道路交通の課題整理や上位・関連計画などを踏まえ、今回の見直しにおける基本理念・基本目標・基本

方針をお示ししたものとなります。

基本理念といたしましては、表の左端にありますように3つの基本理念を掲げており、上位計画である都市計画マスタープランの基本理念や将来都市像を踏まえたものとなります。この3つの基本理念を踏まえ、真ん中にあります、「交流」、「連携」、「安全」、「活力」の4つの基本目標に基づき、一番右側の3つの基本方針を定めております。

5ページをご覧ください。都市計画道路には豊川市が決定する路線だけでなく、愛知県が決定する路線もあり、県による検討が必要となります。最終的な見直しの結論とするためには、その結果を踏まえた調整を必要とするため、現時点では、参考資料とさせていただきます。

こちらは、「7. 将来都市計画道路網基本構想」となります。上部の囲みにありますように、整備対象路線、これは現行計画どおりに整備をするものですが、それらについて路線や区間ごとに役割を明確にするため機能分類を行い、段階的に4つに分けて定義づけしております。

1番上の主要幹線道路、これは、広域的な通過交通を処理し、多量の自動車交通を処理する道路としての役割を持つもので、図では凡例のとおり、太い黒色の線として路線を示しております。

2番目の都市幹線道路は、都市計画区域の骨格を形成し、主要幹線道路に交通を誘導して地区内の不要な通過交通を排除する道路としての役割を持つもので、赤色で路線表示しております。

3番目の地区幹線道路は、市の骨格を形成し市街地の幹線的機能を果たすとともに、発生集中する交通を効果的に都市幹線道路などに誘導する役割を持つもので、黄色で路線表記しております。

4番目の補助幹線道路は、地区内に発生集中する自動車交通を地区幹線道路などに誘導する役割を持つもので、青色の路線となります。

6ページをご覧ください。「8. 都市計画道路の見直し方針図」となります。こちらは、先ほどの基本構想において「見直し検討候補」とした路線や区間について、都市計画決定の経緯、まちづくり上の評価に加え、見直しによる影響等を明らかにし、見直しの方針を決定した図となります。

見直し方針につきましては、廃止検討候補、廃止候補、変更検討候補、変更候補の4種類に分類いたしました。

1つ目、2つ目は、都市計画道路を「廃止」することが可能と考えられる路線・区間のうち、赤が県決定、黄色が市決定に該当するものとして路線表記しております。

3つ目、4つ目は、都市計画道路を「変更」することが可能と考えられる路線・区間のうち、濃い青色が県決定、水色が市決定に該当するものとして路線表記しております。

なお、都市計画道路の変更とは、幅員を変更せずに断面構成を変更する「機能変更」や幅員変更などがございますが、今後の検討によっては廃止となることもございます。

また、県決定路線につきましては市による検討を踏まえた上で、県による検討を行う路線となります。愛知県による都市計画道路の見直しは本年度より2ヵ年をかけて行われると聞いておりますので、それぞれの路線について、より広域的な見地から道路網としての必要性が検討されることになると考えております。

1枚おめくりいただき、7ページをご覧ください。

「9. 都市計画道路の見直し方針一覧」は、6ページにおいて、廃止あるいは変更と、今回見直すこととした都市計画道路の路線別一覧表で、県決定と市決定に分けてあります。全16路線、延長距離の合計は27.4キロとなっております。

その下、「10. 整備促進都市計画道路の整備方針について」をご説明いたします。

先ほどご説明しました将来都市計画道路網基本構想図のうち、機能分類の定義を「主要幹線道路」とした路線・区間については、整備を促進するものとします。

次に、既に事業中の路線・区間についても、事業の持続性維持のため整備を促進するものとします。

また、その他の都市計画道路の整備を検討する際の路線・区間の選定について、県決定路線については、県に対して整備要望を行う路線や区間ということになりますが、これらにつきましては、整備重要度、地域の事業要望、地域のまちづくりの熟度、関連事業等の有無等について十分な検討を行った上で行うものとしています。

続きまして、8ページ「11. 都市計画の廃止候補及び廃止検討候補とする路線・区間について」でございます。

都市計画の廃止候補及び廃止検討候補とした路線・区間には、現道を含む路線があります。今回廃止の方針を持ったと言っても、これらは都市計画の上で廃止をするというものであり、現行道路の道路機能については引き続き維持・向上を図る必要があります。

従いまして、現行の道路状況、地域の要望、事故発生状況等により必要に応じた道路改良、交通安全対策等につきましては検討するものとししました。資料の最後となりますが、「12. 都市計画道路網見直しのPDCA」をご覧ください。

都市計画道路網の見直しは、社会情勢の変化などに伴い適時見直す必要があるため、概ね10年後を目途に再見直しを行うものとします。長期的な取組み

となりますので、進行状況を定期的に把握し、適切な進行管理を行う考えでございます。

最後に、今後の見込みですが、現在、愛知県による県全体の都市計画道路見直しが2ヵ年をかけて進められております。市としましては、この見直しの結果を踏まえて、今回の検討結果との整合を図ったのちパブリックコメントを実施し、都市計画審議会に諮問して施行したいと考えております。

また、実際の都市計画手続き等についても、県と調整を実施し、計画施行後、実際に都市計画手続きを進めることとなった際は、改めて、各種の手続きを経た後に、議案として都市計画審議会に付議、または諮問するものとなります。長くなりましたが、以上で第3号議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

第3号議案 質疑

(会長)

ありがとうございました。それでは、第3号議案豊川市の都市計画道路網の見直しの結果についての説明がありました。こちらはここで採決するというものではありません。あくまでも報告事項ですが、今、説明いただいた内容についてご質問などがありましたらお願いします。

B委員、どうぞ。

(B委員)

姫街道についてなんですけど、今、1車線のところがありますけれども、こういったところは、今後、2車線というふうに変更になっていくんでしょうか。

(事務局：田上都市計画課長補佐)

はい、姫街道は、今回の見直しにおきましては、現在、今、委員の申されました姫街道については見直し対象の路線となっておりませんので、現行計画のとおり片側2車線の道路としてそのまま位置付けております。

(会長)

よろしいですか。

(B委員)

いつごろに、というようなことは。

(事務局：都市計画課長補佐)

整備の時期というお話かと思いますが、そちらのほうは、今回の見直し指針の中では検討しておりませんので、具体的にいつごろまでに完成するかというところまでは、記載していないという状況でございます。

(会長)

よろしいですかね。

これはあくまでも、今回の見直しというのは、昭和40年代に都市計画決定された、都市計画道路の見直し、その整備の見直しというよりも都市計画道路を廃止するか、変更するかというあたりのことを、今回調査で将来交通量推計したり、いろいろな角度から評価をして見直しを行ったということです。

C委員、どうぞ。

(C委員)

勉強不足であまり良くわからないので伺いたいんですけれども、一般の道路と都市計画道路の違いといいますか、あるいは都市計画道路の規格というか、そういったものを教えていただけるとありがたいです。

(事務局：都市計画課長補佐)

一般道と、都市計画道路の違いについてですが、都市計画道路というのは、都市計画上、必要な施設ということで都市計画法に基づいて決定されていく道路ということになります。規格といたしましては、現在、市街化区域の中で決定される道路といたしましては幅員16メートルというものが一般的に決定されている幅員となっておりまして、市街化調整区域で申しますと、幅員12メートルという道路で一般的に決定される道路となっております。

(C委員)

幅員16メートルといいますと、片側1車線の両側歩道ということになるのでしょうか。

(事務局：都市計画課長補佐)

歩道幅員3.5メートル、車道幅員9メートルということで、両側歩道と1車線ずつという道路が16メートルの規格となります。

(会長)

今の説明でよろしいですか。

なんと言いか、都市の骨格を決めるような道路というふうにと考えると良いか

と思います。まち、豊川市全体の都市の形を決めていく、骨格になるような道路、頭の中で整理するときはそういうふうにするとうまいのかなと思います。

そういう意味では、都市計画道路そのものは、極めて重要な役割を果たしている道路だということだと思います。都市計画上、まちづくりとか、そういう意味において。

法的にはいろんな意味合いが出てきて、都市計画決定されるとその線が実際に地図上に引かれると、そこに掛かっている土地の開発は勝手にできないということに、そういう制約が掛かってくるということになります。

線が引かれるという意味においては、まさにそのそれぞれの土地の所有者との関係で利害関係が発生してきますから、そういう意味で、決定そのものは重要な意味を持っているということで、それを今回、見直そうということですね。

この、都市計画道路の見直しって言うものは、もう20年近く前から日本全体では議論があつて、ここに来てようやく、ここ4、5年の間ぐらいで全国の自治体で今、見直しが進んでいるところです。

先ほど申しましたように、豊川市はこの2年かけてやって、これから愛知県のほうで県決定の部分についてやっていくということで、愛知県については、これから、実際の都市計画道路を廃止することそのものの決定をこれからですね、2年以上先の話になると思うんですが、やっていくということ。

これは、あくまでもその方針がここに出てきたということだと。そういうことでよろしいですね。事務局。

(事務局：都市計画課長補佐)

はい。

(会長)

廃止するに当たっては、当然ながら地元の、今、言ったように今まで線が引かれてあつた路線がなくなるわけですから、地元のいわゆる利害関係者と協議をして、廃止することをちゃんと合意していかないといけない、ということになると思います。

何か、その他、ご質問、ご意見があれば、よろしいですか。

いずれにせよ、先ほどの今日の審議会資料の17ページにあるとおり、今日、説明のあつたのは見直し指針の案ということで、最終的にはですね、来年度以降、この指針が確定をして、その前に、この審議会に諮問があるということでもあります。今日は、あくまでも、一旦市としての見直し案が出てきたので、この場で報告をいただいた、ということでもあります。

特にご質問がないようであれば、ここで一旦、終了させていただきます。

本議案についてはですね、今言ったことですが、県の見直し作業、あるいはその結果の整合を図った後に、パブリックコメントが更に実施されると、その後、再度本審議会に諮問されるということになりますので、よろしくお願いします。

7 審議会の閉会

(会長)

それではですね、本日の議案を全て終了いたしました。

その他、事務局から連絡があればお願いします。

(事務局：都市計画課長補佐)

事務局から1点ございます。次回、本年度第2回目の都市計画審議会は、年明け2月の開催を予定しております。予定議案は、豊川市都市計画マスタープラン及び豊川市立地適正化計画についての諮問でございます。開催内容の詳細が決まり次第、委員の皆様にご連絡させていただきます。事務局からは以上でございます。

(会長)

それでは、これをもちまして本日の都市計画審議会を閉会といたします。委員の皆様のご協力を感謝申し上げます。ありがとうございました。

午後2時40分閉会